

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
その翌日がとる)

鳥取県告示第四百六十一号

豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)
第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるお
それがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栃木県栃木市の区域

鳥取県告示第四百六十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定
に基づき、昭和五十八年二月二十一日付けで岩美郡岩美町大字長谷八六五
山崎周作ほか二十三人の者から申請のあつた県営で行う土地改良(岩井地
区ほ場整備)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規
定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告 示

- ◆ 告 示 豚等の移入の禁止
- ◆ 土地改良事業計画の決定(二件)
- ◆ 保安林の指定の解除予定
- ◆ 開発行為に関する工事の完了(二件)
- ◆ 選管告示
- ◆ 選舉管理委員会の招集
- ◆ 教委告示
- ◆ 教育委員会の招集
- ◆ 内水面漁場 約定量
- ◆ 管理委告示 昭和五十八年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量
- ◆ 公 告 土地収用法による裁決手続の開始
- ◆ あゆの採捕の禁止

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
二 縦覧に供する期間

昭和五十八年五月二十一日から二十日間

三　縦覧に供する場所

岩美町役場

四　異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧

期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年一月十日付で岩美郡福部村大字左近一四田郵万寿男ほか十七人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（福部地区ほ場整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

四　異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧

期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六十四号

昭和五十八年二月二十四日付で赤崎町から申請のあつた土地改良（下市地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二　縦覧に供する期間

昭和五十八年五月二十一日から二十日間

三　縦覧に供する場所

赤崎町役場

四　異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

福部村役場

- 一　縦覧に供する書類
- 二　縦覧に供する期間
- 三　縦覧に供する場所

- 一　縦覧に供する書類
- 二　縦覧に供する期間
- 三　縦覧に供する場所

- 一　縦覧に供する書類
- 二　縦覧に供する期間

- 一　縦覧に供する書類
- 二　縦覧に供する期間

- 一　縦覧に供する書類

3 昭和58年5月20日 金曜日

鳥取県告示第四百六十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字江波字出合平一〇四七・一〇四七の一・字奥ノ谷一
〇四八の三・一〇四八の四（以上四筆について、次の図に示す部分に
限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年九月二十五日 鳥取県指令受都計第百九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市蚊屋字佐右エ門塚及び字荒神ノ下並びに西伯郡日吉津村大字日
吉津

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八三九一

協同組合丸合

理事長 梅林教英

鳥取県告示第四百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年三月三十日 鳥取県指令受都計第五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町北五丁目

昭和58年5月20日 金曜日

鳥取県公報

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市西品治八八八一一二

山根 敏

昭和五十八年五月二十日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十二号

昭和五十八年第九回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

一日時 昭和五十八年五月三十日（月）午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
- 2 その他

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百三十条第三項の規定に基づき、昭和五十八年度における内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年度内水面第五種共同漁業権者に係る増殖目標量

免 番 号	漁業権者	河 川 (千尾)	魚 種	湖沼別	
				沼	川
内共第一号	同組合	千代川漁業協	あ (千尾)	にじます	やい (千尾)
内共第二号	同組合	天神川漁業協	ゆ (千尾)	まめな	まめな
内共第三号	同組合	日野川水系漁業協同組合	千代川水系 (千尾)	うぐ (平方メートル)	うぐ (平方メートル)
内共第四号	同組合	湖山池漁業協	に係る河川水系 (千尾)	トメえ	トメえ
内共第五号	同組合	東郷湖漁業協	に係る河川水系 (千尾)	トメい	トメい
内共第七号	甲川漁業協同組合	船上山内水面	六五〇 (千尾)	ふ (千尾)	ふ (千尾)
内共第八号	甲川漁業協同組合	勝田川	一〇 (千尾)	う (ラキムナグ)	う (ラキムナグ)
内共第五号	東郷湖漁業協	湖山池	二〇〇 (千尾)	わ (千粒)	わ (千粒)
内共第七号	東郷湖漁業協		六〇 (千尾)	かさぎ (平方メートル)	かさぎ (平方メートル)
内共第八号	八	五	一〇 (千尾)	一〇 (千尾)	一〇 (千尾)
内共第五号	八	五	六〇 (千尾)	五〇 (千尾)	五〇 (千尾)
内共第七号			四〇 (千尾)	五〇 (千尾)	五〇 (千尾)
内共第八号			五〇 (千尾)	七〇五〇、〇〇〇 (千粒)	七〇五〇、〇〇〇 (千粒)
内共第五号			一〇〇 (千尾)	一〇〇 (千粒)	一〇〇 (千粒)
内共第七号			一〇〇 (千尾)		
内共第八号					

備考

一 こい種苗の規格は、全長十センチメートル以上のものとする（千代川水系、天神川水系及び日野川水系に係る河川に限る。）。

二 にじます種苗の規格は、全長十センチメートル以上のものとする。

三 うぐい、はえ及びえびに係る増殖目標量は、増殖のために使用する河川又は湖沼の面積をいう。

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十八年五月二十日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰

章

千代川水系に係る河川 昭和五十八年六月一田分の回田回田地 (駿羅及

む石懸 (ハロ) どもゆのどもひトば、回田 | 田か

心回田十一田正午地)。ただ、八頭郡智頭町大

井市懸にゆかる中国電力株式会社設置の新市懸橋上

流路から上流の区域及び八頭郡八東田大字島にゆか

る中国電力株式会社設置のえん堤上流路から上流の

区域とよこいだ、回田十二田地)

木村川水系に係る河川 昭和五十八年六月一田かひ回田十一田地 (駿羅

じみゆのどもひトば、回田 | 田分の回田) | 十六田

田分地 (ド)

田鶴川水系に係る河川 昭和五十八年六月一田分の回田十 | 田地 (駿羅

じみゆのどもひトば、回田 | 田分の回田) | 二十一田

田分地 (ド)

公 告

(2) 使用しようとする土地

所 在	地 番	地 目		地 積		取用裁決手続の開始を決定した土地	土 地 所 有 者	土 地 所 有 者	土地に権利を有する人
		公簿	現況	公簿	現況				
米子市目 久美町	521	山林	山林	3,071	2,293	33'特分 ¹ 遠藤節惠	米子市奥谷 448	なし	
	522	山林	山林	1,342	1,981	567'特分 ¹ 加田弘道町 536	松江市雜賀		

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

昭和58年5月20日

鳥取県収用委員会会長 山 桧 博

- 1 起業者の名称
建設大臣
- 2 事業の種類
一般国道9号改築工事(米子バイパス)

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した年月日
昭和58年4月25日

4 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関する権利を有する関係人

(1) 収用しようとする土地

所 在	地 番	地 目		地 積		使 用 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地	土 地 所 有 者	土 地 所 有 者	土 地 に 権 利 を 有 す る 人
		公 簿	現 況	公 簿	現 況				
米子市目 久美町	521	山林	山林	3,071	2,293	33'特分 ¹ 遠藤節惠	米子市奥谷 448	なし	
	522	山林	山林	1,342	1,981	567'特分 ¹ 加田弘道町 536	松江市雜賀		